主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、判例違反をいうが、本件「提出命令申立却下決定に対する 異議申立棄却決定」のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三 条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらな いものと解するのが相当であるから、本件各抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年一一月二五日

最高裁判所第三小法廷

| 郷 | 小 | 根 | 関 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 郎 | = | 中 | 田 | 裁判官 |
| 郎 | Ξ | 村 | 下 | 裁判官 |
| _ | 武 | 野 | 天 | 裁判官 |